

# 宗教法人運営における現状と課題

藤原 究

## 1. 社会における宗教団体と市民の意識の乖離

本稿で使用するデータは、2015年3月3日から5日にかけて、株式会社インテージのインテージネットモニターに対してインターネット上で実施した「信仰に関するアンケート調査」から採取したデータである。本調査では、回答者のボランティア活動に関する関心や参加状況、地域コミュニティの活動に対する参加状況、外出や観光の行き先や目的、悩み事の相談相手、宗教に関係する施設に通う頻度や神秘的なものへの考え方、法事や年忌といった祭礼に関係する儀式への支出額について尋ねている。その上で、宗教団体の公益的活動に関する認知度、宗教団体に期待する活動、宗教団体の勧誘活動に関する考え、宗教団体に対する法的保護政策のあり方、宗教団体の代表者が得るのにふさわしいと考える報酬、財務状況などの情報公開のあり方、宗教や宗教団体が日本社会に受け入れられていくために必要なことといった、宗教団体や宗教に対して持つ意識について問うている。こうした質問を通じて、宗教団体に対する市民の持つイメージや期待する有り様を探るとともに、宗教団体が日本社会において、どのような役割を期待されているか、宗教団体に対する考え方における世代間の違いなどについて明らかにすることを目的としている。

この調査における調査対象は、全国の20歳から69歳までの男女で、依頼サンプル数は8,308サンプルであり、そのうち有効回収サンプルは2,243サ

ンプル、有効回収率は27.0%であった。有効回収サンプルの性年代構成比が実際の母集団人口の性年代構成比と一致しない場合、特定の性年代の回答が過小・過大評価される可能性があるため、有効回収サンプル及び実際の母集団人口の性年代構成比を用いて、有効回収サンプルを母集団人口の性年代構成比に一致するように補正を行っている。また、この際の母集団人口には平成22年の国勢調査のデータを使用している。

### ①年代と宗教団体の代表者のあるべき収入の関係

表頭: Q15 宗教団体の代表者が得るのにふさわしいと思う収入(年収)

表例: \*年代

	0円	1万円 ~300万円	301万円 ~500万円	501万円 ~800万円	801万円 ~1,000万円	1,001万円~	不明
TOTAL	32.7	22	22.3	16.1	5.4	1.4	0
20代	37.6	24	24.2	11.8	2.4	0	0
30代	36.5	22	23.3	14.3	3.3	0.6	0
40代	38.1	19.5	18.6	16.4	5	2.5	0
50代	29.6	21.1	21.3	16.1	9.4	2.5	0
60代	22.9	23.7	24.1	20.9	6.8	1.4	0

宗教団体の代表者が得るべき年収については、年代ごとの差はそれほどない。どの層においても300万円以下が半数前後を占めている。トータルで3割以上の者が宗教団体代表者は無償で活動するのが望ましいと回答しているのも興味深い。

### ②回答者の世帯年収と宗教団体の代表者のあるべき収入の関係

表頭: Q15 宗教団体の代表者が得るのにふさわしいと思う収入(年収)

表例: Q22 世帯全体年収(税込)

	TOTAL	0円	1万円 ~300万円	301万円 ~500万円	501万円 ~800万円	801万円 ~1,000万円	1,001万円~	不明
TOTAL	100	32.7	22	22.3	16.1	5.4	1.4	0
100万円未満	100	39.3	26	14.3	13.8	2.9	3.8	0
200万円未満	100	36.1	28	23.6	8.6	3.7	0	0
300万円未満	100	32.7	29.9	23.2	12.1	1.7	0.4	0
400万円未満	100	32.2	25.6	27.7	10.3	3.6	0.7	0
500万円未満	100	32.8	19.8	27.3	13.9	4.7	1.5	0
600万円未満	100	21	20.8	26.6	24.7	5	1.9	0
700万円未満	100	31.4	17.5	23.9	17.2	7.3	2.7	0
800万円未満	100	21.6	16.4	22.4	30.6	6.4	2.7	0
900万円未満	100	25.8	19.3	15.4	27.8	9.6	2	0
1000万円未満	100	20	13.9	20.1	25.8	18.9	1.1	0
1200万円未満	100	23.1	28.3	21	13.9	11.3	2.4	0
1500万円未満	100	23.1	14.4	26.5	25.1	9.1	1.8	0
2000万円未満	100	32	3.5	24.1	19.2	17.1	4.1	0
2000万円以上	100	24.3	12.4	5	12.9	23.2	22.3	0
わからない/答えたくない	100	45.9	22	17	11.9	3	0.2	0

## 宗教法人運営における現状と課題

どの階層においても、無収入と回答する者が一定程度いるが、回答者の世帯収入と同じかそれより少し低いぐらいが妥当と考えられている傾向が見られる。

### ③宗教団体代表者のあるべき収入と自らや家族の葬儀において支払える金額

表頭: Q8 自分や家族の葬儀で寺院・神社などの宗教団体に払える金額  
表側: Q15 宗教団体の代表者が得るのにふさわしいと思う収入(年収)

	～5万円	6万円 ～10万円	11万円 ～20万円	21万円 ～50万円	51万円 ～100万円	101万円 ～200万円	201万円～	支払いたくない	不明
TOTAL	32.3	16	9	9.1	3.1	0.9	0.2	29.4	0
0円	29.2	9.5	4.2	4.6	1.6	0.2	0.3	50.5	0
1万円～300万円	40.4	14.8	8.6	9.4	3.1	1	0	22.8	0
301万円～500万円	33.1	23.7	10.3	9.5	2.6	1.2	0	19.5	0
501万円～800万円	30.4	19.5	14.3	13.7	5.2	1.1	0.3	15.4	0
801万円～1,000万円	22	17	16.2	15.7	7.4	1.6	0.8	19.3	0
1,001万円～	25.9	20.5	14.5	24.5	6.1	2.6	2.6	3.2	0

自らや家族の葬儀に対して支払うことができる金額は、宗教団体の代表者がより多くの収入を得るべきだと考える層ほど多くの費用を容認している。全体では29.4%が葬儀において全く払いたくないと考えており、宗教的な葬送から距離をとっている集団と考えられる。

### ④宗教団体の代表者のあるべき収入と年忌等に支払える金額の相関

表頭: Q6 毎年行われる法事や年忌に年間で支払っても良い金額  
表側: Q15 宗教団体の代表者が得るのにふさわしいと思う収入(年収)

	TOTAL	1万円台まで	2～5万円	6～15万円台	16～20万円台	31万円以上	支払いたくない	不明
TOTAL	100	38.3	32	4.8	0.7	0.2	24	0
0円	100	37	16.5	3	0.1	0.3	43.1	0
1万円～300万円	100	40.9	38.1	3.3	0.6	0	17.2	0
301万円～500万円	100	41.1	37.4	4.6	0.6	0.2	16.1	0
501万円～800万円	100	36.8	43.8	7.1	1.4	0	10.9	0
801万円～1,000万円	100	31.1	40.8	15.4	3.2	0	9.5	0
1,001万円～	100	27.4	40.1	8.8	3.1	2.6	17.9	0

全体として宗教団体に対して、年忌の対価として支払えると考えられている金額は年5万円台までが最も多く70%以上を占めている。

⑤悩み事の相談相手と宗教団体の代表者が得るのにふさわしい年収

表頭：Q4 悩み事がある場合の相談相手(MA)

表例：Q15 宗教団体の代表者が得るのにふさわしいと思う収入(年収)

	TOTAL	親	祖父母	配偶者 (夫または妻) や交際相手	その他の親族	学生時代の 友人・知人	その他の 友人・知人	学校の同僚 生・職場の同僚	地域、地域活 動のリーダー 的な人物	
TOTAL	100	27.6	0.7	13.7	41.3	5.3	24	23.9	7.9	0.6
0円	100	26.4	0.5	11.1	34.1	3.1	22.2	21.3	6	0.4
1万円～300万円	100	28.6	1.8	14.9	40.2	6.5	24.1	24.2	7.1	0.4
301万円～500万円	100	30.5	0.4	16.1	45.8	5.8	24.3	24.4	9.6	0.6
501万円～800万円	100	27.1	0.6	13.2	49.9	5.8	25.4	23.8	10.3	0.5
801万円～1,000万円	100	21.3	0	18	45.8	8.1	25.2	33.5	6.5	3
1,001万円～	100	23.9	0	5.9	40	12.7	35.9	37.3	11.5	0

	地域、地域活 動の知人	寺院・神社な どの宗教団体 関係者	カウンセラー	弁護士	占い師・祈禱 師	その他	相談できる相 手がいない	悩みがあつて も、誰にも相 談しない	悩みはない	不明
TOTAL	1.3	0.9	1.8	0.9	1	1.2	3.7	15.2	10.9	0
0円	0.8	0.5	1.6	0.2	0	1.2	4.8	14.9	19.4	0
1万円～300万円	0.8	0.4	1.8	0.8	2.2	1.2	3.6	16.4	7.1	0
301万円～500万円	1.4	1.4	1.7	0.8	1.5	1.2	3.9	13.2	5.5	0
501万円～800万円	2.3	0.6	1.6	0.8	0.6	1	2.1	15.1	8	0
801万円～1,000万円	3.8	2.4	4.1	5.8	0.7	0.8	2.3	17.4	6.6	0
1,001万円～	0	9.5	0	3.2	2.7	3.1	0	26.4	5.7	0

悩み事を宗教関係者に相談する者は、代表者の収入を高く認める傾向があるのはもちろんのこと、悩みがあっても誰にも相談しない層においても、高額な収入を容認している。兄弟姉妹を相談相手とする集団では、高収入を容認しない傾向があり、少子化の影響で、兄弟姉妹という相談の受け皿がない一人っ子世帯が増えると考えられるなかで今後注目する必要がある。

⑥宗教団体に取り組んでほしい活動と自分たちの葬儀で払える金額の関係

表頭：Q6 毎年行われる法事や年忌に年間で支払っても良い金額

表例：Q11 宗教団体にぜひ取り組んでほしい活動(MA)

	TOTAL	～1万円	2万円 ～5万円	6万円 ～15万円	16万円 ～30万円	31万円～	支払いたくない	不明
TOTAL	100	38.3	32	4.8	0.7	0.2	24	0
健康や医療サービスに関する活動	100	34	40.7	7.7	1.1	0.5	15.8	0
高齢者を対象とした活動	100	35.5	43	8.9	1.1	0.3	11.2	0
障害者を対象とした活動	100	42.5	35.4	7.7	1.7	0.4	12.4	0
保育園・幼稚園・託児所などの幼児を対象とした活動	100	40.5	36.2	11.1	1.6	0.5	10.1	0
学校外での子どもの居場所づくりのための活動	100	36	44.7	7.9	1.6	0.5	9.3	0
非行からの立ち直りや予防のための活動	100	36	46.2	7.5	2.3	0.3	7.7	0
薬物中毒やアルコール中毒患者の治療のための活動	100	39	37.5	9.6	1.9	0.4	11.6	0
精神疾患を抱える人のための活動	100	36.2	41.8	8.9	1.7	0.4	11	0
学問や研究に関する活動	100	25.2	38	12.8	3.7	1.1	19.2	0
スポーツ・文化・芸術に関する活動	100	32.1	41.5	8.1	1.9	0.9	15.5	0
まちづくりに関する活動	100	35.7	43.9	8.4	1	0.5	10.5	0
安全な生活のための活動	100	35.8	43.5	7.8	2	0.4	10.5	0
自然や環境を守るための活動	100	34.4	42	8.8	1.5	0.3	13	0
災害救助や復興に関する活動	100	35.9	41.2	7	1.4	0.3	14.1	0
国際協力に関する活動	100	35.3	38.7	12.5	0.7	0.6	12.1	0
精神上的の安寧を与える祈りの活動	100	36.5	45.3	8.5	1.8	0	7.8	0
まじないや祈禱に関する活動	100	38.3	47.7	6.5	2.3	0	5.1	0
とくにない	100	38.1	27.4	3.6	0.6	0.2	30.2	0

全体としては非行や精神疾患患者のサポートのような弱者救済や学問や研究などが、祈りや祈禱といったものと同様比較的高く評価されていることがわかる。

## 宗教法人運営における現状と課題

### ⑦団体の財務情報の公開先と代表者の得べき収入

表頭: Q15 宗教団体の代表者が得るのにふさわしいと思う収入(年収)  
表側: Q16 宗教団体の財務状態や財産状況を公開されるべき相手(MA)

上: 実数  
下: %

	TOTAL	0円	1万円 ～300万円	301万円 ～500万円	501万円 ～800万円	801万円 ～1,000万円	1,001万円～	不明
TOTAL	2245	733	494	501	362	122	32	0
	100	32.7	22	22.3	16.1	5.4	1.4	0
宗教団体の役員や指導者層	520	148	121	116	95	30	10	0
	100	28.4	23.2	22.4	18.3	5.8	1.9	0
その団体の信者全員	524	129	112	137	107	27	11	0
	100	24.6	21.3	26.2	20.4	5.2	2.2	0
宗教団体を監督する国や自治体	710	146	138	195	167	50	15	0
	100	20.5	19.4	27.4	23.4	7	2.1	0
全国民	1199	367	274	272	207	65	14	0
	100	30.6	22.9	22.7	17.3	5.4	1.2	0
一切公開する必要はない	351	228	62	34	18	7	2	0
	100	65.1	17.6	9.8	5.2	1.9	0.5	0

実数で見ると、宗教団体の財務情報は多くの人が広く公開すべきと考えており、公開する必要がないとするグループでは、代表者の収入を低く抑えるべきと考えている傾向が読み取れる。高い収入を得ても良いと考える人達の中では、国や自治体にその監視を期待する割合も多く、情報の開示が非常に重視されていることは間違いないように感じられる。

### ⑧宗教施設への訪問と代表者の収入の関係

表頭: Q15 宗教団体の代表者が得るのにふさわしいと思う収入(年収)  
表側: \* Q9 宗教施設訪問有無別

上: 人数  
下: %

	TOTAL	0円	1万円 ～300万円	301万円 ～500万円	501万円 ～800万円	801万円 ～1,000万円	1,001万円～	不明
TOTAL	2245	733	494	501	362	122	32	0
	100	32.7	22	22.3	16.1	5.4	1.4	0
宗教施設訪問あり	567	98	123	159	134	38	15	0
	100	17.3	21.7	28	23.6	6.8	2.6	0
宗教施設訪問なし	1679	635	371	342	229	84	17	0
	100	37.8	22.1	20.4	13.6	5	1	0

宗教施設を訪れる人は代表者の収入についても寛容であるといえる。

以上のように、宗教団体とそれを取り巻く一般社会の感覚とは大きく乖離している部分もある。宗教団体を長年に渡り維持していくためには、代表者の置かれる環境も重要であり、その部分において、代表者がどれほどの収入を得られるかという問題は、重要と考えうる。都市と地方の格差は言うまでもなく、同じ地域においても法人ごとの格差が大きい場合もあり、地域における宗教団体に期待される役割から考えれば、いかにしてこれを維持するかについて考える必要がある。

## 2. 宗教法人の現状と課題

### (1) 宗教法人の現況

平成28年12月末現在の宗教法人数は、包括宗教法人で399法人、被包括宗教法人で174,058法人、単立宗教法人で7,040法人となっており、合計で181,497法人となっている<sup>1)</sup>。平成27年12月末の全宗教法人数は181,349法人となっており、148法人減少している。単立宗教法人でみると神道系が50法人増加しており、仏教系が70法人減少、キリスト教系が31法人増加、諸教が69法人減少している。信者数においても仏教系においては信者数が88,719,287人から87,702,069人へと1,017,218人減少している。ふたたび宗教法人全体について、平成19年からの10年間で見ると、包括宗教法人こそほとんど増減がないものの、被包括宗教法人が175,719法人から174,058法人に1,661法人減少しており、単立宗教法人と合わせても182,310法人から181,098法人と1,212法人減少となっている。信者数も206,595,610人から182,266,404人へと24,329,206人もの減少が起きている。

### (2) 宗教法人の抱える課題

#### ① 宗教法人の設立

宗教法人法において、宗教法人となるためには、宗教法人法にいう宗教団体として一定の活動（過去3年以上）をしていなければならない。宗教団体の要件としては、以下の点を満たしている必要があり、宗教法人が存続するためにも必要な条件となっている<sup>2)</sup>。

- ・教義を持ち、それを人々に広める活動をしている。
- ・礼拝の施設を備えている。
- ・信者の教化育成・儀式行事が行われている。

宗教活動そのものという点においても、その永続性は重要であり、宗教団体の特性からいっても、長期にわたって財産を維持し、布教・教化を続けることがその目的にかなうといえる。宗教法人法によって法人となった場合、

その宗教団体には権利能力が与えられ、権利・義務の主体となることができる。これにより、継続する上での重要なメリットがある。宗教法人とならない場合には、その所有財産は、個人の所有となり相続によって散逸してしまうが、宗教法人として設立されることで、これを維持できるのは大きな利点となる。また税法上のメリットや法律的なメリットもある。例えば、宗教法人法83条においては、宗教法人の所有する礼拝施設などの敷地及び建物はその旨の登記がしてあれば、差押えをすることが禁止されている。

また、宗教法人の設立において重要な要素として「宗教法人規則」がある<sup>3)</sup>。宗教法人規則は、その宗教法人の運営方法について所定の手続きを経て正式に作成し、所轄庁の認証を受けたものをいう<sup>4)</sup>。具体的には、名称、所在地、包括団体の有無、役員その他の期間の構成と任期・職務権限、監事に関する事、財務に関する事、公益事業に関する事が規定される。こうした宗教法人規則は、被包括宗教法人の多くの場合において、包括法人から与えられた雛形に従って作成されることも多いが、被包括宗教法人もその所在地や背景等によってその運営に資する形は千差万別となることが考えられるため、各法人でその実態に合わせた規則が設定されるべきであろう。ところで、被包括宗教法人と包括宗教法人の関係はどう見るべきなのだろうか。宗教法人法では、26条1項にあるように、宗教法人は規則の変更をするときは手続きとともに所轄庁の認証を受けなければならないとされている。この場合において、「宗教法人が当該宗教法人を包括する宗教団体との関係を廃止しようとするときは、当該関係の廃止に係る規則の変更に関し当該宗教法人の規則中に当該宗教法人を包括する宗教団体が一定の権限を有する旨の定めがある場合でも、その権限に関する規定によることを要しない」としており、被包括法人においても包括法人からの支配を受けるものではないと考えられる。ただし、宗教団体としての統一性や教義を中心とした一体感を維持するために一定程度の制約はありうるものの、強固な支配権を及ぼすことは、宗教法人法上は適切ではないと言える。また、宗教法人の設立や規則の変更、合併、解散について、そのつど所轄庁の認証を得なければならない<sup>5)</sup>。

## ②宗教法人の運営

### i 責任役員制度

宗教法人には3人以上の責任役員を置き、そのうち1人を代表役員とするよう定められている。責任役員は宗教法人の管理運営と意思決定を司る機関であり、運営の中心を担う機関となる（宗教法人法18条）。意思決定においては、宗教法人の事務は責任役員の定数の過半数で決し、その責任役員の議決権は、各々平等とされている。施設の維持管理や金銭の出納、外部との取引といった、宗教法人の宗教活動を行うのに必要な事務については、宗教法人法でその方法が規定されており、責任役員による合議、または各法人が任意に設置する檀家総代会や信者総会などの意思決定機関での議決を経て、決定されることになる。代表役員及び責任役員は、法令や包括宗教法人の規程に違反しない限りにおいて、宗教上の規約や慣習・伝統に考慮して業務・事業の適切な運営を図らなければならない。

### ii 帳簿・書類の備付

宗教法人は、規則、役員名簿、財産目録、収支計算書、責任役員等の機関の議事に関する書類等を宗教法人の事務所に常に備えなければならない（宗教法人法25条2項）。そして、宗教法人は、信者その他利害関係人であって、そうした書類・帳簿を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、その閲覧の請求が不当な目的によるものでないと認められる者に対してはこれを閲覧させなければならない（宗教法人法25条3項）。

宗教法人の財務情報等の公開決定の取消について争われた事例（最判平成19年2月22日）においては、主に法定受託事務の処理基準と条例の非開示条項該当性が問題となった。当該事例の控訴判決においては「所轄庁が宗教法人から書類の提出を受ける趣旨は、法定受託事務である規則の認証及びその取消などの所轄庁の上記権限を適正に行使させるためのものである。そうすると、書類の提出のみに意義があるのではなく、むしろ、提出された書類を所轄庁が適切に保管して利用することによって、当該宗教法人の業務又は事業の管理運営の実態を継続的に把握することに重要な意義を有するとい

える。」としており、所轄庁として宗教行政上の監督権限を行使するべく認められていると判示している。さらに、宗教法人法25条の趣旨について、この規定は、「平成7年法律第134号による宗教法人法の一部改正によって創設されたものである。上記規定の趣旨は、宗教法人として適正な管理運営を行い、その結果を書類として整えて事務所に備え付け、一定の信者その他の利害関係人に閲覧請求権を認めることにより、これらの者の利便を図るとともに、宗教法人の民主性、透明性を高めるというものである。そして、上記規定は、宗教法人及びその関係者の信教の自由が害されることがないように配慮して、閲覧請求権者を信者その他の利害関係人に限定するとともに、閲覧の目的に正当な利益があり、閲覧請求が不当な目的によるものではないことを要件としており、閲覧請求を制限している。」としている点から、信者等の利害関係者に対する説明責任と運営の透明性の確保とを目的としていることを認めている。ただし、本件では、宗教法人法が、「所轄庁が宗教法人から提出を受けた書類の取扱いについて、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない」と規定していることを併せ考慮すれば、…同文書の閲覧や開示についての宗教法人法の（宗教法人及びその関係者の信教の自由を害することのないように配慮すべきであるとの）上記原則的立場には変化がない」としており、無制限な情報開示による透明性の確保を目的としているというよりは、信者を中心とした内部における透明性の確保とガバナンスの維持、取引の相手方に対する安全性の確保、包括団体による管理という点から閲覧請求による情報開示が認められていると考えられる。書類や帳簿の閲覧を無制限に認めることは、宗教法人の乗っ取りをはじめとした悪用につながることも考えられ、一定の制限を設けることに問題はないと考えられる。しかしながら、本来の趣旨であるところの信者らの帳簿・書類へのアクセスがどの程度容易であるのかという点やそもそもその帳簿への記載が真実に基づくものであるかをチェックする必要性についてはまだ検討の必要がある。

iii 宗教上の諸制度と規則の関係

各宗教法人における独自のルールと宗教法人法や関係法令とについては所轄庁によってその整合性が検証されており、相互に抵触することはない。宗教団体側のルールはあくまでも宗教団体内部での自治規定に過ぎず、所轄庁の認証を受けた宗教法人の規則に優先することはない。ただ、宗教法人内部における紛争について、法律がどこまで干渉できるのかという点については、以前より多くの議論がなされてきた。裁判所がその権限において審判できるのは、当事者間における具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であり、法律的にそれを解決することが可能であるものに限られるとされている<sup>6)</sup>。

最近の判例においても、最判平成21年9月15日において、宗教法人の所有する土地の明け渡しを求める訴えが法律上の争訟にあらず不適法とされている。本件においては、宗教法人XがXの元代表役員であったYに対して明け渡しを求めている。規則によれば、Xの代表役員は、Xの包括宗教法人の宗則規程に基づき住職の地位になければならないと規定されており、そうした中で、Yは包括法人と直接関係のない団体の主催する講座を受講した者に法階（僧侶としての位）を授与するなどしたことが包括法人の懲戒規定に反するとして処分を受けた。当該処分により、僧侶の身分を喪失し、寺における住職の地位を失ったため、Xの代表役員としての地位を喪失した。その結果、土地の占有権原を失ったとして明け渡しを求められたものである。この場合においても処分の効力を判断するために、宗教上の教義ないし信仰の内容に立ち入って審理、判断することを避けることができないという事情の下においては、裁判所法3条にいう「法律上の争訟」に当たらず、不適法であると判断された<sup>7)</sup>。

また宗教上の地位の確認については、その地位が宗教活動の主催者としての純粋な宗教上の地位に過ぎない場合においては、その地位を確認する訴訟については法律上の争訟であることを否定している<sup>8)</sup>。他方で最判平成7年2月21日<sup>9)</sup>においては、宗教法人Y神社においてZが宮司に任命されたこと

により、当然にYの代表役員に就任したとしてその旨を法務局に登録されたところ、ZをYの代表役員に専任する手続きには瑕疵があったとして、Yの氏子らがYに対してZがYの代表役員ではないことの確認およびZの代表役員就任登記の抹消登記手続きを求めた。本判決においては、確認の訴えにおける原告適格を持つ者は、「組織上、その代表役員の任免に関与するなど代表役員の地位に影響を及ぼすべき立場にあるか、又はみずからが代表役員によって任命される立場にあるなど代表役員の地位について法律上の利害関係を有していることを要する」という基準を示している。この基準については、この後の最高裁判決<sup>10)</sup>において、前住職の長男が、寺院を相手取り自身の弟が寺院の代表役員の地位にないことの確認を求める訴えを提起したが、前住職の長男であるということだけでは、寺院の代表役員の地位について法律上の利害関係を有する地位にあるとは言えないとして原告適格を否定した。こうした点から、宗教法人における責任役員・代表役員による運営とそれを裏付ける宗教法人規則が宗教法人法においては重視されており、包括・被包括の区別を超えてその法人がどのように運営されることを望んでいるかという点が重要と考えられていると言える。

### 3. 宗教法人の経済活動における法的問題

#### (1) 宗教法人の経済的優遇

宗教法人となった場合には、様々な優遇措置を受けることができる。その中の一つとして、税制上の優遇が挙げられる。宗教法人においては、宗教活動に関することについて基本的に非課税となっており、その中心としては、収益事業以外の事業から生じた所得について法人税等が免除されることであろう。宗教法人における税務は、檀家・信者や一般の観光客等から歳入があり、その歳入が例えば葬儀に関するものや墓地の貸付や永代使用料、拝観料であれば、宗教活動によるものとして非課税となる。他方で貸駐車場や会議や宴会などのために貸席業を営んだ場合については、収益活動であり、課税

の対象となる。

## (2) 収益事業と非収益事業

法人税法上は、収益事業に該当するものとして34の事業を挙げている。例えば、宗教法人が境内地や講堂などを貸し出す場合において、信者以外の者に対して貸付を行った場合や、不特定多数の者に対して遊興等のために貸し出す場合は収益事業とされるが、会議や研修のために地方公共団体等に貸し出されるものなどは非課税となる。旅館業についても、宿坊などの宿泊施設において信者や観光客を宿泊させ、宿泊料を得る場合には収益事業とみなされるが、その宿泊料金等がごく低廉である場合には、非課税となる。収益事業と判断する際の基準は、一般企業との競争性という観点も大きい。

## (3) 永代供養契約の解除

永代供養料の取り扱いについては、様々な問題が考えられる。少子高齢化による跡継ぎの不足だけではなく、死生観の変化や旧来の墓制に対する疑問を原因として、旧来のように家に紐付けられた墓地を代々守るという考え方が薄まりつつあるという点が挙げられる。結果として散骨や樹木葬、無宗派の公営墓地の利用のように宗教を離れた葬送の形が増えていると考えられる。最近の事例としては、東京地判平成26年5月27日において、「永代供養とは、一般に、故人の供養のために毎年の忌日や彼岸などに寺院で永久に行う読経をいうものであり、自己又は配偶者の死後に事実行為たる読経を依頼し、これに対する対価として金員を支払うことを内容とする本件永代供養契約の法的性格は、事実行為を委託する準委任であると解するのが相当である。」と述べている。その上で、こうした準委任契約は委任者の死亡によっても委任契約の効力を終了させない旨の合意を含んでおり、民法653条においてもこうした合意を否定するものではないとしている<sup>11)</sup>。こうした永代供養料名目の金銭を永代供養の対価ではなく、「お布施」と解釈し、永代供養契約の法的性質を負担付贈与という主張が宗教法人側からなされているが、本契約が

供養という事実行為にその契約の主眼があり、供養の程度によって価格が明確に設定されることで、対価関係が明らかであることからその主張は認められず、本件永代供養契約はいつでも解除ができるとした。さらには、本件永代供養契約が、「ご生前にお申込みの場合は、ご他界の連絡をいただいた時点から供養が開始されます」としていたことから、申込み者の死亡によってはじめて委任事務が開始されるものとなっている事情もあり、死亡前に契約が解除された場合には、これに対して負担する債務はないと判断されている。

寺院の墓地における永代供養料や納骨堂の永代使用料については、金銭を納付した後は返金に応じないとする規則を定めるものも多いが、前述のような判断をみれば、違法となる可能性が高いと言える。こうした永代供養料や永代使用料とは別に年間管理費などを徴収している場合には、返還すべき額も増えると思われる。

#### 4. おわりに

宗教団体のおかれている経済的状況は厳しい。アンケート結果からもわかるように、現在多くの檀家・信者を抱え、経済的に恵まれている宗教団体であっても、檀信徒らが今後支出しようとする金額は減少していくと考えられる。現に家計調査の結果などからも宗教関係への支出は年々減っており、先細りは免れない<sup>12)</sup>。また、少子高齢化により、墓地を維持管理することが難しくなっていく中で、墓の永代供養契約に関する紛争はますます増加するであろう。そうなれば、こうした紛争を嫌気して墓を持つという選択をする人たちが減り、終末期をその中心とするその財政基盤はますます脆弱となっていく。

こうした宗教団体の置かれた状況を乗り越えるにはどのような方策が考えられるのであろうか。今後これ以上の経済的負担を信者らに求めることは結果的に歪みを生むのみであり、結果として組織を弱めるのみであることを考えると、信者数を増やししながら、現在の収入水準を維持向上させていくこ

とが必要になるであろう。信者数の増加には、信者らの運営への参加と情報の開示が重要であろう。現行の責任役員制度は信者代表などの選挙を通じて適切な選出を行えば、団体の公正な運営に資するシステムであり、結果として行政の関与を最小限に抑えることができる。こうした制度を活かし、信者らの総意がよく反映されるような開かれた運営を心がけることが重要であろう。また、収入においても宗教団体における終末期に偏った経済的な支出は相手方の不信感を増幅するものであり、平時の関係性をいかに構築するかという背景の上には成立しえない。宗教団体が公益活動にその力点を置き、社会貢献を進めることで理解が深まり、信者の増加や支出の継続に結びついていくであろう。

市民の宗教に関する無関心は、裏返せば宗教団体の市民への無関心からくるものでもあり、信者・信徒との間で有効的な関係を築きながら、魅力ある団体運営を心がけることでしか団体を永続させることはできないだろう。市民の無関心は、結果として、現在の宗教団体の持つ経済的特権に対する冷めた視線となり、その公益性を行政の関与によって判断されるような事態になりかねない。歴史ある宗教の伝統を守り、変わらぬ社会資源として社会で守っていくためには寄付の文化が重要になる。宗教団体に関する寄付を控除の対象とし、同時に団体の財務を透明化することで経済的な基盤を強化することも重要であろう。

次の世代に残す文化資源を法的にどのように支援するべきかについては今後さらなる検討が必要になっていくであろう<sup>13)</sup>。

- 
- 1) 文化庁編『宗教年鑑 平成28年度版』33頁、文化庁編『宗教年鑑 平成29年版』34頁
  - 2) 宗教法人法第2条
  - 3) 宗教法人法第12条
  - 4) 宗教法人法第14条

## 宗教法人運営における現状と課題

- 5) 宗教法人法26条
- 6) 最判昭和56年4月7日民集35巻3号443頁、最判平成1年9月8日裁判集民129号439頁
- 7) 裁判所時報1492号16頁  
川嶋四郎「宗教法人の所有する土地明渡等請求訴訟と「法律上の争訟」」法学セミナー664号134頁 原啓一郎「宗教法人から擯斥処分を受けた住職に対して、宗教法人の所有する寺院土地の明渡しを求める訴えが、法律上の争訟に当たらず、不適法とされた事例」別冊判例タイムズ29号（平成21年度主要民事判例解説）206頁
- 8) 最判昭和47年7月10日民集23巻8号1423頁 最判昭和55年1月11日民集34巻1号1頁
- 9) 裁判所時報1492号16頁
- 10) 最判平成8年6月24日判時1575号50頁
- 11) 最高裁平成4年9月22日第三小法廷判決・金融法務事情1358号55頁参照
- 12) 総務省統計局「家計調査」によると、一世帯あたりの「信仰・祭祀費」は年によって上下があるものの長期のトレンドとしては2005年以降低下し続けている。
- 13) 本研究はJSPS科研費JP30612569, JP17K03511の助成を受けたものです。